

市長記者会見記録

日時：2017年 6月30日（金）14時02分～14時39分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：市政一般

<内容>

≪「雇用創出事業」の国費返還命令について①≫

司会： それでは、ただいまより市長記者会見を始めます。本日は、市政一般となっております。

それでは、福田市長、ご登壇お願いいたします。

市長： よろしく申し上げます。

司会： 質疑の進行につきましては、幹事社様、よろしくをお願いいたします。

幹事社： 幹事社です。よろしく申し上げます。2点申し上げます。

先般、一部の報道で、市と商工会議所が構成している地域雇用創造推進協議会というのが受託している厚労省の事業で、結果的に不適正な支出というふうに判断されて、神奈川労働局から補助金の一部返還命令を受けていたということが明らかになりました。この件について、福田市長、まずそのご所感をいただきたい。今後、返還命令を受けていますけれども、どのように対応していこうとお考えなのかというのを教えてください。まずこの点から。

市長： まず、これは平成23年度の話でありますので、当然ながら私が市長になる以前の問題でありますけれども、当時の経緯を改めて、今回のことで事業内容等々、所管のところから聞きましたけれども、事業は適正に実施されたというふうに私たちは認識しておりますので、求められておる返還命令というのは全く当たらないのではないかと認識しております。

幹事社： では、今後も労働局側とは返還はしないということで主張していくと。ただ、そうなった場合に、何らか訴訟のようなことになることも含めて対応を検討されていくということでしょうか。

市長： 今後どうなるのかわかりませんが、しかし、私たちの立場というものはしっかりと主張していくし、説明していくことにしていきたいと思っています。

《さいか屋跡地について》

幹事社： 2点目ですが、ちょっと経済の話題で、さいか屋の跡地にパルコの出店を検討しているという報道もございました。現時点でさいか屋跡地について、市としてどういう状況にあるという把握をされているのかということ、あと6月上旬に東口の商店主さんたちと市の方々が入っての勉強会みたいなものが始まったと、開かれたと聞いていますけれども、この辺について、どういったメンバーで、どういったことを話し合ったのか。今後どういうスケジュール感で何を決めるのかというところを教えてください。

市長： 2つ目の質問は、さいか屋跡地の話ですか。

幹事社： そうです、はい。まずその部分。

市長： ちょっと詳しいのは、担当は来ていないですかね、勉強会の。さいか屋の件は、今日は担当が来ていないので、後ほどのお答えでもよろしいでしょうか。

幹事社： はい。

市長： 申しわけありません。

1つ目の質問のパルコの話でありますけれども、そういう候補の1つなのかというレベルの話は聞いておりますけれども、そのレベル感ではないかと思っています。

幹事社： では、勉強会については後ほどということ。

市長： はい。

幹事社： では、あと、お願いします。

《大師幼稚園園児の死亡事例について》

幹事社： 幹事社です。よろしくをお願いします。

市長： お願いします。

幹事社： 大師幼稚園のことなんですけど、再開されて、その後、園児たちの生活について、例えば特異な状況があったとか、そういった報告があるかないかということをお聞きしたいのと、あと亡くなった園児の検体、臓器の検体を今調べているということで、大体2週間ぐらいでその結果が出るんじゃないかという話だったんですけども、その後何か報告はあるでしょうか。

市長： 今現在、何か園だとか園児だとか、周辺のお子さんたちに何か変わった様子というのは報告は受けていません。非常に今、風邪がはやっているということなので、一般的な風邪の流行というのがあると聞いておりますので、それは昨日だったですかね、昨日、幼稚園協会の皆さんもお見えになっておりましたが、そういうレベル感の

話はしておりましたが、特に何か通常と変わったことは聞いておりません。

もう一つの、いわゆる司法解剖のことについては、現在も司法解剖が続いて、まだ結果が出ていないというふうには聞いております。

幹事社： 市長、ごめんなさい。それ、司法解剖ですか。

市長： そうですね、警察による司法解剖の話ですね。

幹事社： まだ続いていると。

市長： まだ続いていると、まだ結果が出ていないというふうには聞いております。ただ、通常、一般的には司法解剖というのは、何か公表されるものでもないということも聞いておまして、ただ、非常に関心の高いというか、影響のあることですので、その結果はどのような形で情報提供されるのかということは、推移を見守っていきたいと思っております。ただ、結果は出ていないと聞いています。

幹事社： じゃ、今後もそういった、いろんな、死因に関する情報というのが出てき次第、逐一発表していくというような……。

市長： 公表されるということになれば、そういう形になろうかと思えます。それは、警察のほうから発表されるものだと思いますし、ちょっとそれ、どういふ出どころになるのかというのは、今後協議をしていきたいと思えますが。あくまでも司法解剖を行っているのは警察のほうでありますので、私どもが出すべきものでは、おそくないと思えます。

幹事社： そうすると、国立感染症研究所、そちらのほうでも今まだ進められていると。

市長： 詳細は、また後ほど担当に聞いてもらいたいんですが、国立感染症研究所と、それから健康安全研究所というの、警察から委託を受けて、その検査を警察のほうに戻すという形になりますので、私どもの健安研であっても、その検査結果はこっちに来るのではなく、委託元である警察のほうに戻るといふ形になります。

幹事社： わかりました。幹事社からは以上です。

幹事社： じゃ、各社、どうぞ。

記者： 今の司法解剖の件では、これは市長の、県警サイドから情報交換の中に出てきたお話なのか、その辺の、すいません、今の出どころというか、どういう形でお話を受けているのかというところを伺いたいんですが。

市長： 出どころというのは。

記者： 要するに、司法解剖の結果が出ていないという情報というのは、どのように

受けていらっしゃるんですか。

市長： これは、担当のところからまだ来ていないと、警察からは情報はもたらされていないということだけは聞いておりますけれども。事務方から答えられますか。

健康福祉局保健所感染症対策課長： 健康福祉局保健所感染症対策課です。よろしくお願いいたします。

この件に関しまして、神奈川県警本部とやりとりをさせていただいておりますけれども、県警本部のほうから、今ご質問のあった内容につきまして、まだ連絡がないというのが状況です。

記者： あらためてよろしいですか。それは、中身的に病理的なものも含めて、あるいは死因につながるものも含めて、ないという情報で来ているのでしょうか。その辺の中身的にはどういう内容で来ているのでしょうか。

健康福祉局保健所感染症対策課長： 神奈川県警本部のほうとは、情報共有を2日に1回ぐらい、電話ですけれども、やりとりさせていただいている中で、新たに何かがあったという連絡は一切受けていないのが実情です。

記者： あらためて、死因のようなものに結びつくようなものはないという情報を受けていると。

健康福祉局保健所感染症対策課長： はい、報告受けていません。

記者： わかりました。ありがとうございます。

記者： 大師の関係で。

市長： 大師の関係、はい、どうぞ。

記者： ちょっと、私の誤解があるとあれなんです、死因を究明するとかしないとかという話になっちゃっているような感じもするんですけれども、そもそも、今、市でやっている状況というのは、感染症か否かというのは、もちろん大事なところなのでやっているんだと思うんですけれども、死因を究明して、それを公表するところまでというのは、どういう権限でやるというのは。そもそもないような感じも。

市長： 私どもの範疇では、それはいいですね。要は、原因調査としては2つの流れがあるということでご理解をいただきたいんですが、1つは、川崎市が感染症法、法律に基づいて行う、積極的疫学調査として行っているものと、それからもう一つが、警察が行う、いわゆる司法解剖と、この2つの流れが進んでいるということでありませう。市の行った血液での検査というのは既に終わっておりまして、これは何度も申し上げていることでもありますけれども、疫学調査については、集まったデータの最終的

な分析を行っているということでございます。もう一つが、いわゆる、今、申し上げた司法解剖という形で、今、まだ結果が出ていないということでございます。

記者： そうすると、市としては、今後、例えば感染症ではない、事件でもないというのと、そうすると病気とか、お子さんが持っていた何かでということ、多分そういうプライバシーというか、私的な領域に入ってっちゃうと思うんですけども、その辺というのは、今後は出すということはないということではないんですか。

市長： それは、一義的には警察の判断があると思います。司法解剖で、通常、先ほど申し上げたように、一般的には、司法解剖の結果というのは公表するようなものではないと聞いていますが、そのあたりの公表の仕方というか、こちらに連絡いただいて、その情報の取り扱い方というのは、まだ何にも来ていない段階で、私がこういうふうな形で出しますとか、あるいは、こういうふうに警察が発表するんじゃないでしょうかということも申し上げることができないというか、そういう権限もないしということでございます。

記者： じゃあ、まず臓器片の提供を受けて、その国立感染症研究所とかともやっている、そちらのほうの結果は出ているんですか。

市長： それがどう出て、最終的にですね……。

記者： 出していいのかどうかということ。

市長： 健安研で行ったもの、感染研がどうなっているかというのは、取りまとめている警察がどういうふうに受け取っているのかというのは、よくわかりません。ただ、こちらのほうには、先ほど課長のほうから申し上げたように、何か結果に結びつくようなものは、まだないということだと思います。

記者： 感染症か否かということも、そっちの提供を受けたものからは出たりはしていないんですか。

市長： それは……。

記者： ごめんなさい、臓器片からですね。

市長： それが出ていないということですよ。もう一回、事務方からよろしいですか。

健康福祉局保健所感染症対策課長： 健康福祉局保健所感染症対策課ですけども、警察からの依頼を受けて、健康安全研究所を通して国立感染症研究所で検査を継続している最中でありまして、ただ、公衆衛生上、何か問題がある場合にはもちろん警察から通報があるとは聞いておるんですが、今の段階で何も連絡が入っていないというのが現状です。

記者： そうすると、最終的には、感染症に関するものがわかった場合はもちろん公表されるけども、そうじゃない場合は、何もアナウンスがない場合もあると受けとめておけばいいんですか、我々としては。当然、市から出るというのが前提で今まで話が進んでいると思うんですけども。

健康福祉局保健所感染症対策課長： そのあたりも県警本部とも連携を図らせていただいて、その情報の出し方、取りまとめ方についても今後協議を、今もしているんですけども、まだ何も報告を受けていない中、ちょっと協議ができないのが現状であります。ただ、これは絶対警察だ、川崎市だなんていうことがないように、お互い情報は共有させていただいて、どこまで警察から結果を教えていただけるのか私たちにもわかりませんけれども、連携を図って対応させていただきたいということは、県警本部のほうには申し入れをさせていただいておる状況です。

記者： あと、関連で1点。大師の関係、市長、前の会見でも、非常に、一時、わっと不安が高まったので、丁寧に説明しながら不安をとるか、要するに余計な不安が広がらないようにしたいということだと思うんですけども、そういう意味ではどうですか、今の現状の市内の状況というのは、どんなふうに。幼稚園も再開されて、親御さんたちも安心、安心はされていないのかもしれないですけども、送り出して、通園させているという状況だと思うんですけども、どんなふうな感じで把握されていますか、今の状況。

市長： ご案内のとおりだと思いますが、園再開に当たっては、説明会が行われた際にも、市のそれぞれの担当がお邪魔して説明もさせていただいて、それこそ園の対応にしても、それから受けとめた親御さんたちにしても、非常に冷静に受けとめておられて、それで再開という、皆さんが合意に至ってという形で進んできておりますので、そういった意味では、全員が全員、不安が払拭されたという言い方はできないのかもしれませんが、しかし、それぞれに冷静に受けとめて、園が開園され、通常の形に戻ってきていると思っています。

ほかの園についても、どこか不安が広がっている、拡大しているという状況ではありませんので、皆さん冷静にそのあたりは受けとめておられるのではないかという印象を持っています。

記者： わかりました。ありがとうございます。

幹事社： どうぞ。

《北部給食センターの訴訟判決について》

記者： 話はだいぶ変わってしまうんですけども、先日、マイコンシティでの給食センターの訴訟が行われて、却下という判決が出ましたけれども、裁判の中で、地区計画にはこの工事が適合しないという文言が、給食センターの工事が地区計画に適合しないという話があったと思うんですけども、地区計画に適合しない中、今後この工事は進めていかれるのかどうかといったところについて、お話を聞きたいです。

市長： 今回の判決で、判決を読んでいただいたとおり、給食センターの公益性を含めて本市の主張が認められていると思っておりますので、予定どおり整備基準ののっとなってしっかりと進めていきたいと思っています。

《「雇用創出事業」の国費返還命令について②》

記者： すいません。先ほどの幹事質問で出た、例の国費返還の関連で幾つか。

これ、適正に行われたので返還する気はないということだと思うんですけど、おそらく、この中身を市長も多分精査してみたと思うんですけども、そうした場合に、やっぱり大幅に定員割れしていたものを定員満額で事業をやらせるとか、それで再委託するとか、それを毎年やっていたとかというのは、確かに普通に考えると、川崎市が今そういう事業のやり方をするかということ、当然そんな無駄なことはしていないと思うんですけども、協議会、当時やった、大幅に少なくとも、無駄になってもいいから機器を買わせてというやり方は、私なんかは、もうちょっとやりようがあったんじゃないかなという感じでは受けとめたんですけども、税金というもの、国税、国費か市費かというのは、それは置いておいて、税金の使われ方というのは、やはりもうちょっと慎重にそれぞれの主体が、それは別に協議会だけじゃなくて、労働局も含めてなんでしょうけれども、慎重に対応していくべきものだと僕は思うんですけども、その辺では、どうですかね、実際にもうちょっと細かく見て、使い方とか仕組みとかということを踏まえた上で、市長としては、無駄があったのかないのかということでは、どういう感じで受けとめておられますか。

市長： 適正に、いわゆる監査も受けていてということから考えますと、無駄があったとは思っておりません。例えば、工夫の中でも、結果的に、事前に準備しておかなかちゃいけないものは事前に準備せざるを得なかったと。人数が少なくなったから、例えば椅子だとかテーブルだとか、レンタルできるもの、これは人数に合わせてすぐに対応できるものは減額してということをやっているんで、それなりの一定の工夫はしてきていると思うんですね。

ですから、そういった意味での適正な支出を行っているというのはあると思いますが、ほんとうにこういった事業、もう一つつけ加えるとすれば、当時の雇用状況というのが今と全く真逆の状態にあって、とにかく1人でも多くの人たちを、ぎりぎりまで募集して能力を高めて、そして就職につなげていくという時代的背景というのがあって、最後の最後まで募集を頑張ろうとやっていた、そういった時期でありますので、そういった意味での努力はしたんだけど、実際にはその定数、定員まで埋まらなかったというところが、残念なことではありますけれども、そういう結果だったということだと思います。

今後、記者さんからご指摘いただいたように、こういった事業というのは、国の事業だろうが、本市単独の事業だろうが、とにかくやっぱり税金を無駄にしないということが何よりも大事なことで、最少のコストで最大限の効果を生むというのが私たちの使命でありますから、その原則に従ってしっかりとやっていきたいと思っています。

記者： 今の現状では、無駄はなかったというふうに言い切っているわけですかね。それとも、例えば募集時期と開始時期をちょっとずらせば、機器をインストールする時間なんていうのは多分とれるでしょうし、ちょっとした工夫でいくらでも必要な機器を、じゃあ、6人だったら6人にしておいて、かといって、再委託するときの契約をいきなり6人にしたら会社のほうも困っちゃうでしょうから、定員が割れた場合は、例えば半分にするとか、20人分にするとか、いくらでもやりようはあると思うし、現状そういうふうに行っている市の事業なんかもいっぱいあると思うんですね、行政もやっている。そういうことでいうと、ぎりぎりまで募集かけて、じゃあ、結局6人でした、でも、もうこっちは機器は30人分用意しちゃったから始めざるを得ないという、それは多分、民間ではそういうことはあり得ると思いますか。

市長： ちょっと細かいことについては、また後ほど担当のところからご説明をさせていただきたいと思うんですが、機器がこのタイミングでという、それこそ6年、7年ぐらい前の話になりますので、それは記録に沿ってしっかりとご説明をさせていただきたいと思います。

記者： 要するに、多分、市長がおっしゃったのは、労働局のほうの委託契約できっちりやっていて、監査も受けて、それで終わっているんだからという意味合いだと思うんですけど、多分それを会計検査院のほうで、第三者の目で基礎資料を一からひっくり返して見た上で、問題だねということだと思うんですが、会計検査院の指摘というのは、そこはそこで首長の立場としては、それは労働局に指摘されたことなん

でしょうけれども、それなりに重く受けとめなきゃいけないお立場かなと思うんですが、その辺はどうでしょう。会計検査院からの指摘でこういう事態になっているという意味では。

市長： ちょっと誤解を招かないようにしたいのは、会計検査院から指摘を受けているのは、私どもではなく……。

記者： 労働局。

市長： 神奈川労働局、厚生労働省に対してですので、そこの立場はしっかりとご理解いただきたいなと思いますね。私どもが直接、会計検査院にご指摘を受けてという、別に言い逃れをするつもりは全くありませんけども、委託というものに対しての事業は、計画に従って執行して、監査も受けてというのを、毎年度チェックを受けてやってきたという形になっていますので、そういった意味では適正に執行していたと理解はしております。

記者： 指摘を受けた労働局が、確かにこれは無駄だねということで、多分、検査院とも調整しながら命令を出したという形だと思うんですが、それでも……。

市長： そうすると、ちょっとこれ、どう労働局さんのほうが言われるかわかりませんが、毎年事業を執行していく中で監査も受けて、神奈川労働局が監査をしてという手続を経ているので、それについてはやや、えっというのがありますけどね。

記者： 不満ということですかね。

市長： というか、返還に、言われる筋合いがないというふうに正直思っております。

記者： 労働局から言われる筋合いじゃないということですね。

市長： はい。

記者： それで、今後の部分で、幹事社さんも聞いていただいたんですけど、これ、延滞金もかさんできますよね、毎年ね。その辺では何らかの対応、このまま放置していれば、確かに、これ、多分、市長も把握されていると思うんですが、10年放っておけば命令の効力も失効しちゃうということだと思うので、放っておけばいいということもあるんでしょうけども、それで、仮に訴えられて、じゃあ、払いましょうとなったときに、延滞金がかさんでいく中で、あんまり遅い対応というのはよろしくないのかなという気もするんですが、その辺ではどうですかね。このままの状況で……。

市長： 額の多寡にかかわらず、おかしいものはお支払いできないというのは、これは市民の、逆に税金を何となくの形で返還したなんていったら、これは市民にとっての不利益になりますから、そんなことはとてもできる話ではありません。ですから、そういった意味で、筋をしっかりと通していきたいと思えます。

記者： わかりました。ありがとうございます。

幹事社： ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

記者： きのう、県の労働局の会見がありまして、このことをちょっと担当の方に伺って見たんですけれども、1回監査があった上で、会計検査院から、やっぱり違うよと手のひらを返されて、やっぱり返還命令を出しなさいということは、労働局の担当者は一般的によくある話だとおっしゃられたんですね。一般的によくあるということなんですけれども、それでもやっぱり市長のお考えとしては、筋が通っていないものに関しては、やはり払うことは、市としては納得がいかないという立ち位置で大丈夫でしょうか。

市長： 僕も報道で見たのであれなんですけれども、一般的に返還命令を出すという、どういう立場でどういう趣旨で言われたのかというのがちょっとわからない中で、それについてコメントするのは、また問題を複雑化させることになりかねないので、ちょっとコメントは控えさせていただきたいと思います。

記者： それでは、あと1点だけ。市として、これからこういったことがもし仮に起きたとして、何か防止策だったり、再発しないような何か策をもしお考えであれば教えてください。

市長： いや、というか、私どもの立場としては、このことに問題があるとは思っていないです。適正なことを、委託を受けて、協議会形式でしっかりと執行してきて、毎年の監査も受けてというので、適正に執行してきたという立場でありますので、何かとてもおかしいことをやってしまつてと、返還しなければならないものを返還していないわけではないんです。返還なんて、そもそも、全く筋が、先ほど言ったように、筋違いだと思っていることに言われているから、全く立場が、何ていうかな、前提として違うんですね。だから、再発防止も何もないというか、この件に関して言えばですね。

ただ、先ほども私申し上げたように、一つ一つの事業、国からだとか、市単独の事業だからといって、どちらも関係なく国民の、あるいは市民の税金を適正に無駄なく使っていくことで効果を上げるということは大前提の話でありますので、そういう事業執行がなされるように、これからもやっていきたいと思っています。

記者： 先ほどの確認なんですけれども、労働局から言われる筋合いはないといったようなことということですか。

市長： そうですね。というか、そもそも全く立場が違うというか、多分、会計検査

院から言われているからそういうふうに言っているんでしょうけど、私どもとすれば、しっかりと適正に執行しましたよと、それは認めて毎年やってきたじゃないですかということですから、非常に不思議だなと思っております。

記者： ありがとうございます。

幹事社： ほか、いかがでしょうか。

《ホテルシップについて》

記者： すいません、長くなって。

市長： いえいえ。

記者： 国交省、政府のほうで、例のホテルシップですか、横浜とか東京港って客船の泊まる、そういう有名な寄港地は当然そういうことになっていくんだろうと思うんですけれども、工業港である川崎で、そういうふうなものにオブザーバーとして入られて何かやっていくというのは、ちょっとおもしろいなと思ったんですけれども、今、臨海部ビジョンというので30年先、長い目で見ると、じゃあ、川崎港に客船を泊められるようにするなんていうのは、ちょっと夢のある話なのかという気もするんですが、市長として、ホテルシップの誘致に乗り出す意味合いというんでしょうか、期待するものとか、どういう意味を持たせていきたいか、臨海部全体ですね、そういう部分でちょっとご所見を聞かせてください。

市長： そうですね。ご案内のように、物流の拠点であって旅客ターミナルではないところでありますけれども、これだけ羽田に近いということから考えると、東京オリンピック・パラリンピックの2020年に向けて、相当なインバウンドがこれからも増えてくると思います。そこで港を利用して、ホテルシップというのは非常に、これからインバウンド施策のうちの1つ、大きな事業として、非常に有効なものだろうと思っています。

ですから、ただ寄港してということだけ、泊まってということだけではなく、川崎の港からこっちの、要は内陸部のほうにお客さんに来ていただいて、川崎の観光資源でありますとか、いろんな文化の面とか、さまざまなおもてなし機能でもって誘客に結びつけることができる大きなチャンスだと思っていますので、積極的に誘致をしてまいりたいと思っています。

記者： わかりました。

幹事社： すいません、幹事社です。ちょっとその件に関して。

工業港ということで、C I Qなどが全くないというところですか。かつ、横浜と違って、周囲に観光施設があるわけでもない。羽田から近いとはいっても、逆に言うと、川崎の中心部からかなり遠い場所、海外の方にとって、その場所そのものが必ずしも観光客にとって楽しい場所じゃないというところにホテルシップを置くことによって、どれぐらいそれは成算があると思われますか。それとも、それにあわせて、やはりC I Qは必要だと思われますか。

市長： いや、必ずしもC I Qが必要だとは思っていませんで、1回羽田におりた方が、ホテルがわりにホテルシップでホテルを使つてと。それで、例え話になりますけれども、川崎大師というのも非常に魅力的な拠点だと思いますし、今度の新しくできるスポセン、スポーツ・文化総合センターも、いろんな文化、ミュージアもそうでありますけれども、こういったところにいろんな魅力をさらに高めていく大きな起爆剤になるのではないかと考えています。

ですから、何か新しいものをというよりも、今あるものをさらに高めて、それをネットワーク化していく、パッケージ化していくということによって価値を高めることができるのではないかと考えております。

幹事社： ほか、いかがでしょうか。

記者： すいません、同じ関連なんですけれども、きのう分科会の初会合があったと思うんですが、担当者の方も出られたと思うんですけど、そのあたり、実際出られて、担当から市長のほうに何か報告的には、こんな感じだったみたいな、何か報告めいたものというのはいくつかありますか。

市長： いや、きのうの会合の後には報告はないです。まだ入ってきておりません。

記者： その辺の雰囲気というか、ほかの市も、千葉とか東京とか横浜が出ていたんですが、その辺の雰囲気はちょっとまだわからないということ。

市長： そうですね、まだ、はい。

記者： わかりました。

幹事社： ほか、いかがでしょうか。

《ふれあいサマーキャンプについて》

記者： ごめんなさい、ちょっと聞き忘れちゃったので1件。

サマーキャンプ、ごめんなさい。これ、市教委の話なんですけど、旅行業法違反、抵触していたとして、今年の夏は、いろんな、80人ぐらいのお子さんが申し込んで

いたんだけど、それは中止という、残念だというか、しょうがないんでしょうけれども、そういう結果になったんですけれども、これに対するご所見と、あとは、市内部で、多分これは川崎市だけじゃなくて、ほかの県内自治体、いろんなところやっているのかもしれないんですが、実際にどこか、海老名でしたか、何かありましたけれども、多分全県でいろいろ出てくるのかという感じもするんですが。聞くところによると、市の内部でもいろいろそういう似たようなものやっていないか、調査もされていると聞いたんですけれども、そのご所見とともに、今の調査の、上がってきた情報、ほかにもあるのかどうなのか、そのあたりを聞かせてください。

市長： 調査を全庁的に行いました。サマーキャンプを除いて、今後実施が予定されている、または検討している事例の中で、旅行業法に触れる疑い、あくまでも疑いということでありますけれども、5件あります。いずれも実施時期が未定か、まだ先の話でありますので、適法になるよう取り扱いをした上で、それぞれのツアーを実施していきたいと思っています。

記者： すいません、5件というのは、毎年やっているような類いのものなんですか。それとも、今年企画されている、今年に限って、今年から始めるものとか、そういう意味合いですか。それとも、毎年やってきて。ということは、要するに……。

市長： 毎年のもので多いのではないかと思います、今申し上げますと、やっぱり区役所が多いんですね。中原区役所が主催している健康増進ウォーキングイベント、宮前区の佐久市の自然体験とか、こういったものがあります。

要は、非常にこの解釈が難しいというか、不特定多数がだめだと、応募しちゃいけないということなんです、特定のって、どの辺が特定なのかというのは、これがいけないのと、正直、私の感覚からすると、なぜこれがいけないんだというふうな、法律でこうなっているんだと、解釈はこうなんだと言われれば、法律違反を犯すわけにはいかないのだから適正にやりたいと思いますが、これで何でだめなんだというのがありますね。

記者： この5件というのは、これでもう調査は一応打ち切る、もう増えることはないんですかね。

市長： 現時点ではないです。いわゆる全部の区役所、全庁でこういうものはないかということで調べた結果でございますので。

記者： わかりました。ごめんなさい、これ、幹事社さんを通さなきゃいけないんでしょうけれども、記者クラブに紙か何かで、後で。

市長： はい。

幹事社： 後で、それ、お願いします。

司会： はい。後ほど情報提供させていただきます。

記者： ありがとうございます。

幹事社： ほかはいかがでしょうか。もしなければ終わります。

司会： よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして終了いたします。ありがとうございました。

市長： ありがとうございました。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355